

事 務 連 絡
令和3年10月19日

要配慮者利用施設 代表者 様
(保育所、認定こども園、地域型保育事業所、
民間放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、
児童相談所)

川口市子ども部長 (公印省略)

水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施について (依頼)

本市の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水想定区域内や、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設及び学校)のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設に対し、その施設所有者(設置者)又は管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。水防法や土砂災害防止法を所管する国土交通省は、令和3年度末までに、すべての対象施設が避難確保計画を作成するよう求めています。

台風や大雨により、日本全国において、毎年、大規模な被害が発生している中で、特に児童福祉施設には利用者の安全確保を図るため速やかな計画作成が求められていることから、まだ計画を作成されていない対象施設につきましては、速やかに計画を作成していただき、市の提出先にご報告くださるようお願いいたします。

また、水災害に備えた避難訓練につきましても実施してくださるよう併せてお願いいたします。このことにつきまして、埼玉県から別添のとおり依頼がありましたのでお知らせします。

なお、本通知は、水災害への注意喚起を兼ねて、全ての保育所、認定こども園、地域型保育事業所、民間放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童相談所に送付しております。

1 避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練の実施義務がある施設
川口市地域防災計画の「要配慮者施設一覧」（別添）に名称が記載された施設のうち、洪水による浸水想定区域内や土砂災害警戒区域にある施設
※「洪水による浸水想定区域内にある施設」とは、「要配慮者施設一覧」に記載された浸水想定のうち、いずれか1つ以上が該当する（「区域外」となっていない）施設を指します。

2 水防法及び土砂災害防止法により義務付けられていること

- (1) 避難確保計画の作成
- (2) 市への報告（避難確保計画を作成・変更したとき）
- (3) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施

3 関連するホームページ

○埼玉県ホームページ

- ・ 社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え
- ・ 避難確保計画の記載例・参考様式

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

○国土交通省ホームページ（洪水）

自営水防（企業水防）について 要配慮者利用施設の浸水対策

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※避難確保計画の作成状況については、当該ホームページで公開されています。

○国土交通省ホームページ（土砂災害）

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

□提出先□

公設民営保育所

保育運営課

電話：048-258-4096

民設民営保育所

保育幼稚園課

電話：048-271-9336

認定こども園

保育幼稚園課

電話：048-271-9336

地域型保育事業所

子ども総務課

電話：048-252-0270

民間放課後児童健全育成事業

子ども総務課

電話：048-252-0270

子育て短期支援事業

子育て相談課

電話：048-258-1153

児童相談所

子育て相談課

電話：048-258-1153